

封筒 解説

訂正票

位置	誤	正
3 f) 2)	<p>2) 原紙の品質試験については、本体の表 2 及び表 3 の注などにすべての試験方法を明記した。併せて、その品質の判断は平均値によることを明記した。</p> <p>なお、原紙の試験については製紙メーカーが実施するものであり、封筒生産者にはこれを求めず、原紙の品質に関しては、材料として購入する際、製紙メーカーが実施した試験結果で確認する。</p>	<p>2) 原紙の品質試験については、本体の表 2 及び表 3 の注などにすべての試験方法を明記した。併せて、その品質の判断は平均値によることを明記した。</p> <p>なお、原紙の試験については製紙メーカーが実施するものであり、封筒生産者にはこれを求めず、原紙の品質に関しては、材料として購入する際、製紙メーカーが実施した試験結果で確認する。</p> <p>原紙以外の他の材料である接着剤 (7.2) 及び窓用材料 (7.3) についても品質試験は封筒生産者にはこれを求めず、購入する際、各材料の製造メーカーが実施した試験結果で確認すればよい。</p>
f) 3)	<p>3) 原紙の品質は古紙パルプ配合率によって異なるので、クラフト紙については、古紙パルプ配合率 40 %未満又は 40 %以上に分けて品質の基準値を定めた。40 %で基準を分けたのは、グリーン購入法に基づき定められた特定調達品目の中で、紙製封筒は古紙パルプ配合率が 40 %以上と定められていることに従った。引裂強さ及び明度は、表示方法の変更に伴い規定の数値及び単位を改正した。</p>	<p>3) 原紙の品質は古紙パルプ配合率によって異なるので、クラフト紙については、古紙パルプ配合率 40 %未満又は 40 %以上に分けて品質の基準値を定めた。40 %で基準を分けたのは、グリーン購入法に基づき定められた特定調達品目の中で、紙製封筒は古紙パルプ配合率が 40 %以上と定められていることに従った。引裂強さ及び明度は、表示方法の変更に伴い規定の数値及び単位を改正した。</p> <p>4) 窓用材料の不透明度の試験方法は、従来の JIS P 8138:1976 が廃止され、JIS P 8149 に移行されたが、測定時の裏当ての違いによって、両試験方法では、大きく測定値が異なる場合がある。JIS P 8149 で各種窓用材料の不透明度を測定した結果、窓用材料として適切な材料であっても、有彩色のものでは不透明度が 20 %を超える場合があることが判明した。すなわち、改正前に窓用材料として適切な材料であったものが、改正後には不適切な材料であると判断される不具合が生じた。したがって、次回改正時に再検討が必要である。</p>

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

令和 2 年 12 月 15 日作成